

# 定 款

株式会社東京個別指導学院

最終改定日 2022年5月25日

# 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社東京個別指導学院と称し、英文では Tokyo Individualized Educational Institute, INC. と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 学習塾及び文化教室の経営並びにこれに関するノウハウの販売、経営指導及び業務受託
- (2) 幼児教育に関する企画、開発及び学習教室の経営
- (3) カルチャー教室の経営
- (4) コンピューター教室の経営
- (5) 英会話教室の経営
- (6) 社会人等に対する各種資格取得教室の経営
- (7) 各種企業に対する従業員又は役員の研修に関するコンサルタント業務及び受託
- (8) 社会人等に対する再就職のための研修の受託
- (9) 社会教育に関する講演、各種教育研修セミナーの開設、その他人材育成のための教育事業の受託
- (10) 土地建物の賃貸借及び管理
- (11) 出版物の制作及び販売
- (12) 労働者派遣事業
- (13) 職業安定法に基づく職業紹介事業
- (14) 学生に対する各種支援業務及び学業に関するコンサルタント業務
- (15) 経営に関するコンサルタント業務
- (16) インターネット・電子メールによる各種情報提供サービス事業
- (17) 旅行業
- (18) 損害保険代理業
- (19) 有価証券の投資及び運用
- (20) 広告代理業
- (21) 市場調査並びに各種マーケティングリサーチの請負
- (22) 能力テスト・適性テストの研究開発、製作、販売及び実施
- (23) 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故、

その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、267,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第9条 当会社の株式に関する取扱及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

## 第3章 株主総会

(招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の末日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

- 第12条 当会社は、毎年2月末日の最終の株主名簿等に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。
- 2 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によって、予め公告して臨時に基準日を定めることができる。

(招集権者及び議長)

- 第13条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。
- 2 取締役社長に事故あるときは、予め取締役会の決議により定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(株主総会資料の電子提供措置等)

- 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、会社法第325条の2に定める電子提供措置をとる。
- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第15条 当会社の株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

- 第16条 当会社の株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権行使することができる。
- 2 株主又は前項の代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第17条 当会社は、取締役会を置く。

(員 数)

第18条 当会社の取締役は、8名以内とする。

(選任方法)

第19条 当会社の取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
- 3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 当会社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 当会社の取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 当会社の取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。また、取締役会の決議により相談役、顧問を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長が招集し、その議長となる。

- 2 取締役社長に事故あるときは、予め取締役会の決議により定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第23条 当会社の取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第24条 当会社の取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもってこれを決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決

議があつたものとみなす。

(取締役会規則)

第25条 当会社の取締役会に関する事項については、法令又は本定款の定めによるほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第26条 当会社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に規定する額の合計額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第28条 当会社は、監査役及び監査役会を置く。

(員 数)

第29条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第30条 当会社の監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(任期)

第31条 当会社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第32条 当会社の監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条 当会社の監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第34条 当会社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを決する。

(監査役会規則)

第35条 当会社の監査役会に関する事項については、法令又は本定款の定めによるほか、監査役において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第36条 当会社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第37条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に規定する額の合計額とする。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第38条 当会社は、会計監査人を置く。

(選任方法)

第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第7章 計算

(事業年度)

第42条 当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。

(剰余金の配当等)

第43条 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第44条 当会社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。

- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年8月末日とする。  
3 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第45条 配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、支払の義務を免れるものとする。

- 2 未払いの配当金には、利息を付けないものとする。

## 附 則

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第1条 変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第14条（株主総会資料の電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずる。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条はなお効力を有する。  
3 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。